
目次

その1 検討会を設け、継続的な事業を実現

東京都 1～5ページ

その2 大学の協力を得て地域観光資源を活用した「銭湯めぐりマップ」を作成

滋賀県 6～10ページ

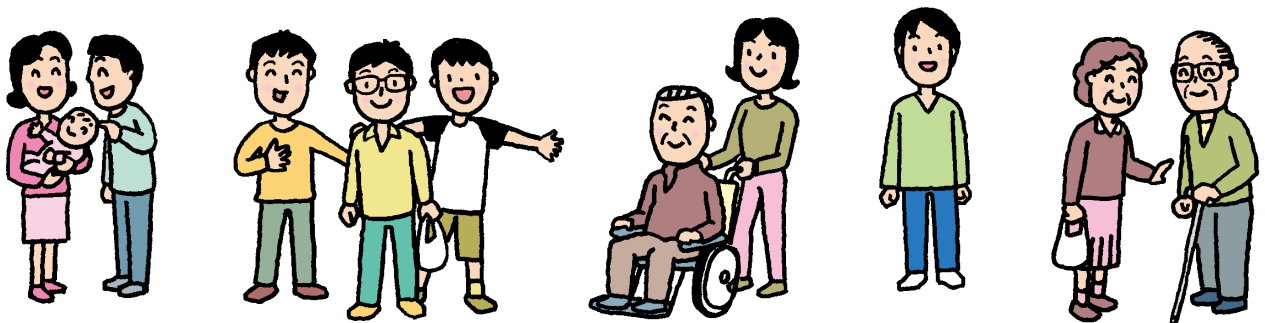
その3 市地域包括支援センターなどとの連携により、福祉事業に協力

兵庫県 11～14ページ

その4 ウォーキング協会との連携により、健康イベントを開催

徳島県 15～19ページ

法令資料 20～21ページ



検討会を設け、 継続的な事業を実現

東京都

ポイント

(財)東京都生活衛生営業指導センター（以下「都指導センター」と表記）は、健康入浴推進モデル事業（以下「モデル事業」と表記）を東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「都浴場組合」と表記）に委託し実施しています。

モデル事業の実施にあたっては、モデル地域の行政担当者が参加するなどの工夫から、モデル事業実施後も都浴場組合と都・区・市が連携してスムーズに本事業が地域にあった形で継続されています。

- 事業の実施を都浴場組合に委託することにより、公衆浴場業界の本事業に対する自主性を促進
- 事業委託にあたって、区・市単位で数カ所をモデル地域と定め、それぞれの地域に地区検討会の設置を義務付け
- 都指導センターは都に依頼し、主管課、区・市主管課の担当者が必ず地区検討会に参画
- 区・市担当者がモデル事業の実施に携わることにより、次年度以降は区・市の事業としてスムーズに引き継ぐことが可能

これまでの経過

平成16年4月、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正されたのを受け、都指導センターは平成17年度から国庫補助事業としてお年寄りを対象とした健康入浴推進事業に着手、同年度には港区と豊島区でモデル事業を実施しました。

さらに平成18年度からは都浴場組合に委託し、同年度は葛飾支部と三鷹支部、平成19年度は大田支部、平成20年度は荒川支部でそれぞれモデル事業を実施しました。都指導センター専務理事の木川幸子さんは「都指導センターがバックアップする過程で、都浴場組合が健康入浴事業のノウハウを蓄積し、その中から地域と各組合支部の実情に即した、実現可能なものか

ら着手することにより、本事業の自主性・継続性が期待できます」と全面委託の理由を話しています。

具体的な事業内容としては、①健康入浴推進員の養成講習会、②健康入浴推進事業運営協議会、③65歳以上を対象とした健康入浴推進モデル事業——の3本柱から成っています。②の運営協議会については、東京都では地区健康入浴推進事業検討会を開催し、モデル事業のノウハウや成果を当該自治体である区市ならびに地区浴場組合支部などにフィードバックして活用してもらう方式で実施しています。

検討会の設置

健康入浴推進事業を各地区において効果的に実施するため、地区健康入浴推進事業検討会(以

下「検討会」と表記)を設置し、モデル事業の推進並びに事業実施後の評価等を行っています。

検討会は都浴場組合が主宰・企画・立案し、都指導センター、当該地区浴場組合支部及び福祉関係団体等の関係者並びに当該区市町村の事務担当者(保健師、看護師、栄養士、健康運動指導士等を含む)等をもって構成しています。

都指導センター経営指導員の伊部秀夫さんは、検討会を設置したメリットを次のように話しています。「事業を継続するためには市区町村の支援を得ることが不可欠です。しかし、組合支部単位で個々に市区町村の担当窓口と交渉するのは時間的にも人的にも難しいため、検討会を設置しました。しかも、都の主管課一区の主管課、都浴場組合一組合支部が“縦の連携”を取りながら問題点を検討会に持ち寄り、その席で今度は“横の連携”で出席者一同で共通認識を持ちながら問題を整理し、クリアしていただけます」。

平成19年度における大田区検討会の要領を右に掲載しました。また、メンバーは次ページの【表1】のとおりです。

大田区検討会ではモデル事業の前後2回にわたって会議を開き、プログラム内容、人集めの問題(区報掲載やチラシ制作分担)、お年寄りに対する安全配慮、万一に備えた保険加入、アンケート内容など、今後の事業に資するため熱のこもった意見交換が行われました。

モデル事業の内容

モデル事業は、健康体操と健康についてのお話、健康豆知識紹介などから構成され、所要時間はおおむね1時間半、その後無料入浴となります。

プログラムの一例は次のようなものでした。

- ①挨拶、自己紹介、プログラム説明
- ②転倒予防、リラックス体操(腕・首・肩・

地区健康入浴推進事業検討会要領

(目的)

第1条 この要領は、健康入浴推進モデル事業(以下「モデル事業」という。)の円滑な運営のための検討及び事業実施後の評価を行うため地区健康入浴推進事業検討会(以下「検討会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討及び評価を行う。

- (1) モデル事業の運営に関する事
- (2) モデル事業の実施後の評価に関する事
- (3) その他モデル事業に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 検討会の委員の構成は次のとおりとし、財団法人東京都生活衛生営業指導センター理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 地区地方自治体職員 | 3名以内 |
| (2) 地区公衆浴場組合関係者(難聴聴員) | 4名以内 |
| (3) モデル事業実施業者 | 2名以内 |
| (4) モデル事業参加団体関係者 | 3名以内 |
| (5) モデル事業指導関係者 | 3名以内 |

(委員長)

第4条 検討会に委員長を1名置く。

- 2 委員長は委員の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員長は検討会の議長を務めるほか、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(会議及び定足数)

第5条 検討会は理事長が招集する。

- 2 検討会の開催は、委員の過半数の出席を要するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 検討会の要請を受け、理事長が認めるときは委員以外の者を検討会に出席させることができる。

(報酬等の支給)

第7条 検討会に出席した者については、報酬及び旅費を支給する。ただし、地方自治体職員については支給しない。

- 2 前項に定める報酬及び旅費の額、支給方法は理事長が別に定めるところによる。

(運営に必要な事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定めることができるものとする。

(庶務)

第9条 検討会に関する庶務は、財団法人東京都生活衛生営業指導センター事務局において処理するものとする。

- 2 事務局の職員は検討会に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。

付 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

上半身をツイスト、足首運動)

- ③体を温めようリズム体操(「幸せなら手をたたこう」の歌に乗せて)



タオルを使って「尿失禁予防体操」をする参加者（大田区のモデル事業で）

表1 大田区健康入浴推進事業検討会メンバー
(平成19年度・氏名略)

区分	所属
地区公衆浴場組合関係	委員長 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 支部長
	〃 〃 〃 幹事
	〃 〃 〃 前幹事
	〃 〃 〃 元幹事
モデル実施浴場関係	〃 〃 〃 幹事
	〃 〃 〃 公衆浴場経営
東京都関係	福祉保健局健康安全室環境衛生課生活衛生係 係長
	〃 〃 〃 主任
地区地方自治体関係	大田区保健所 健康推進課 課長
	〃 〃 〃 健康推進課 保健企画担当係 係長
	大田東地域行政センター地域福祉課 主査
	大田区産業経済部産業振興課商業振興係 係長
財東京都生活衛生営業指導センター	財東京都生活衛生営業指導センター 専務理事
	〃 〃 〃 経営指導員
	〃 〃 〃 職員
企画・指導事業者	外部事業者 営業企画部 主任
	〃 〃 城南・川崎地区リーダー
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長
	〃 〃 〃 常務理事
	〃 〃 〃 事務局長

- ④休憩・水分補給（健康についてのお話）
- ⑤下半身強化、尿失禁予防体操（タオルを使用して）
- ⑥休憩・水分補給（健康豆知識）
- ⑦リズム体操
- ⑧整理体操
- ⑨終了挨拶、アンケート記入
- ⑩入浴

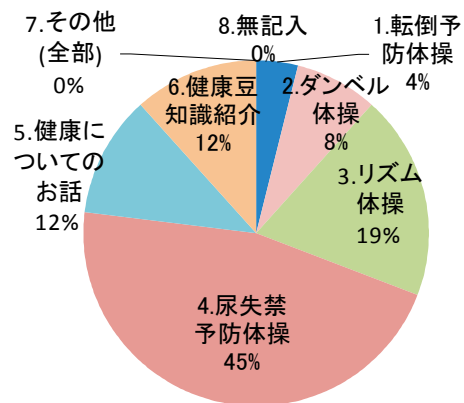


図1 アンケート「プログラムの中で一番よかったのはどれですか？」

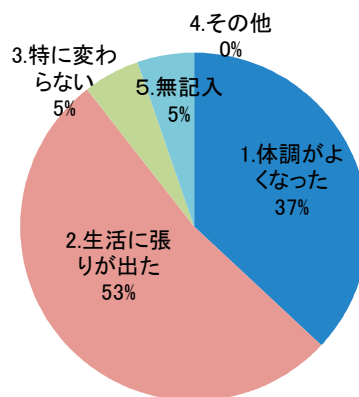


図2 アンケート「毎日の生活に変化はありましたか？」

健康体操の企画・指導はプロの体操指導員を擁する外部事業者に依頼して行われました。

2回目のプログラム終了後、参加者にアンケートを記入してもらいました。一例を挙げると、「プログラムの中で一番よかったのはどれですか？」では尿失禁予防体操が45%、リズム体操19%、健康についてのお話と健康豆知識が各12%、ダンベル体操8%、転倒予防体操4%でした【図1】。「(1回目の)プログラムを実施して変化はありましたか？」では、「生活に張りが出た」53%、「体調が良くなった」37%など、おおむね好評の声が寄せられ【図2】、モデル事業の目的がかなりの部分、達成されたことがうかがわれました。

事業の継続

モデル事業の目的は事業終了後、次年度以降も組合支部がこれまで積み上げてきた事業実績を踏まえ、区・市の補助事業として継続・発展することにあります。モデル事業終了後、引き続き独自に健康入浴事業を実施している浴場施

設または浴場組合とプログラムは次のとおりです。

▽港支部＝健康をテーマとした講義、体操、落語などのイベント（参加費無料）を実施しています。実施回数は年各6回で、実施浴場数8浴場です。

▽豊島支部＝浴場ミニデイサービス事業として、ゲームやレクリエーション、入浴などを楽しんでもらうことにより、閉じこもりを予防し、健康増進とお年寄り同士の交流を図ることを目的としています。実施回数は週1回、4カ月を1サイクルとして、区内4ブロックで年間3サイクル実施しています。

▽葛飾支部＝ふれあい銭湯事業として、浴場の営業時間前に脱衣場を利用して健康体操やレクリエーションなどの事業を月1回程度、9カ所で行っています。

▽武蔵野市三鷹支部（千代乃湯）＝独自で介護入浴事業を実施していて、月曜日から金曜日まで利用者の家を回って送り迎えし、朝9時から脱衣場を利用してお茶を飲んだり健康体操などを行い、早い人で午前11時30分ごろから入浴することが可能となっています。また、ヘルパー（2～3人）もいて、1日約15～20人の利用者がいます。利用者にはそれぞれにケアマネジャーがいて、1カ月プランで一人ひとりのプランに沿った体操などを行っています。年齢層も幅広く、60歳代前半から100歳くらいまでの利用者がいます。

▽大田支部（次の項目で詳述）

区事業として継承している例

都浴場組合大田支部では、大田区の予算で健康入浴事業に取り組んでいます。そこに至るまでの支部の活動を紹介します。



事業をスタートさせたのは都浴場組合大田支部長の近藤和幸さん＝写真＝です。

近藤さんは「健康入浴推進員養成講習会」の修了者



タオルを使った健康体操（大田区のパイロット事業で）

だったこともあり、常々、各地で浴場組合と自治体が連携して健康入浴事業を展開しているのを耳にしていました。そして「自治体に認めてもらうには実績を示す必要がある」と、自ら経営する公衆浴場「はすぬま温泉」1軒でパイロットケースとして健康入浴事業に挑戦することを決心。「23区内ではもっとも組合員が多い（現在68軒）大田支部蒲田組合長（当時）として挑戦しないわけにはいかない」という思いからだった、と言います。

そこで、区の行政センターを何度か訪ね、関係スタッフを派遣してくれる区民講座による「出張講座」制度があることを知り、この制度を利用することにしました。そして平成19年1月と2月の2回、いずれも午後1:30～3:00、区南地域行政センター区民講座による出張講座と区保健所スタッフの協力を得て健康入浴事業を開催しました。

内容は次のようなものでした。

- ①介護予防（転倒予防、閉じこもり予防など健康で明るい老後にするためのヒント）のお話
- ②病気予防（生活習慣病予防は食事から、死の四重奏＜高血圧・高脂血症・糖尿病・肥満＞の予防）のお話
- ③体重、血圧の測定
- ④健康体操、水中体操の指導
- ⑤無料入浴

これまでの都モデル事業及びこの単独事業を受けて、平成19年にはパイロットとして近藤

さんを含む組合員8軒で事業を実施。同年10～12月にかけて、8軒が1回ずつ、計8回開催しました。

パイロット事業終了後、継続して実施するためには「まったくのボランティア活動では長続きしない」と考え、近藤さんらは区に働きかけた結果、平成20年度からは区の事業として「健康入浴大学」がスタート。同年度、8軒の組合員が開催する8回の事業に対して、脱衣場をお年寄りに開放するため会場費も区から出るようになりました。さらに、区費でプロの体操指導員が指導に当たりました。そして、近藤さんらが示した実績により、21年度の区予算で会場費が増額されることになりました。さらに、区費でプロの体操指導員が指導に当たることも決まりました。

このように、都浴場組合大田支部の近藤和幸さんが始めた、単独の健康入浴事業は“シード”（種）となって次の年度には大田支部全体に広めるために都指導センターのモデル事業として、また8組合員による連携事業となって花開き、次の年には区の事業という果実となって継承されることになりました。

近藤さんは銭湯経営の三代目。「区のスタッフによると、銭湯で行われる事業の方が公民館などより、お年寄りの顔が生き生きしているそうです。それだけ、皆さんが銭湯を介して顔なじみになっているからでしょう。これからも、地域の皆さんに恩返しのつもりで、『健康入浴大学』を続けていきたい」と言葉を結んでくれました。

これからの銭湯の新しい役割

既述したとおり、モデル事業は三本柱から成っています。

その一つ、「健康入浴推進員養成講習会」に組合員が参加することにより、事業の重要性を認識することが事業の推進力につながります。これにより、他の二つの柱である「健康入浴推進事業」の意義に対する理解が進み、「地区検討会」への積極的な参加により、事業の方向性・

継続性も定まることとなります。

公衆浴場は、身近な町の“社会資源”として近年、注目を浴びています。先に述べた近藤さんは平成18年の事業で参加者からアンケート（重複回答）を取りました。その結果、「自宅にお風呂がありますか？」には3分の2を超える69%が「ある」と答えています。この数字は、「知人と会える」「いろいろな人と話ができる」各40%の答えと考え併せ、内風呂があるにもかかわらずお年寄りが銭湯を「交流の場」として利用することで、「引きこもり」の予防になっていることを如実に物語っていると言えます。

近藤さんは、認知症を早期発見する場として銭湯を利用してもらうことで早期治療につなげる企画を区に提案しています。また「お年寄りばかりではなく、フラダンス、ヨガ、手品など町のサークル団体の方々にも参加してもらい“地域に開かれた事業”にすることで、銭湯を“世代を超えたコミュニケーション拠点”にしたい」と抱負を語っています。

都指導センター専務理事の木川さんは「行政側では現在、多様な福祉・健康施策を展開していますが、公衆浴場が活動の場の一つとして行政の担当者はどうイメージしてもらえるかが重要になってきています」と話しています。

大田区の場合のように、都と区の両方の行政が絡むことによって、モデル事業の終了後も公衆浴場をさまざまな活動の場、地域の核として位置づけることができます。つまり、健康入浴推進事業は、その地域の事情、事業主体である組合支部の受け入れ態勢に即して種々の展開が可能であることを示しています。